

平成 28 年度 第 1 回 焼津市下水道使用料等審議会

日時：平成 28 年 5 月 24 日（火）

午後 2 時 00 分～

会場：焼津市役所本庁舎 6 0 3 号室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長、副会長選出
- 6 会長就任あいさつ
- 7 諮問（伝達）
- 8 審議 （1）下水道使用料等審議会について（説明）  
（2）今後の日程について（協議）  
（3）焼津市公共下水道事業の現状について（説明）
- 9 閉会

焼津市環境部下水道課

計画管理担当 電話 054-624-8300

FAX 054-624-8305

e-mail: gesui@city.yaizu.lg.jp

焼津市下水道使用料等審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	むかいやま まもる 向山 守	静岡福祉大学 教授
	すずき たかじ 鈴木 孝治	行政相談委員 総務省静岡行政評価事務所
公共的団体の 役 職 員	すずき まりこ 鈴木 麻理子	焼津商工会議所女性会 理事
	かしむら せつこ 榎村 せつ子	焼津市消費者連絡会 会長
	のりづき かずこ 法月 和子	焼津市消費者連絡会推薦
下水道使用者 を代表する者	なかの ただよし 中野 忠義	焼津市自治会連合会 焼津第2自治会長
	はせがわ きょうじ 長谷川 恭司	焼津市自治会連合会 小川第11自治会長
	いわた かずみ 岩田 一美	焼津市自治会連合会 東益津第17自治会長
	なかやま まさよし 中山 正義	焼津市水産加工業協同組合推薦
	かとう よしのり 加藤 義則	焼津市ホテル旅館組合 組合長

以上10名

※「区分」は焼津市使用料等審議会条例第3条第2項第1項から第3号に掲げる  
委嘱区分

(設置)

**第1条** 下水道事業の健全な経営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、焼津市下水道使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 下水道使用料に関すること。
- (2) その他市長が下水道事業について必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 下水道使用者を代表する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱された日から諮問事項について調査及び審議が終了し、市長に答申する日までとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第7条** 審議会は、諮問事項について必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が審議会を招集する。

焼津市下水道使用料等審議会開催日程（案）

期 日	内 容
平成 28 年 5 月 24 日（火）	第 1 回審議会 ・ 委嘱状交付 ・ 正副会長の選出 ・ 審議 (1) 下水道使用料等審議会について（説明） (2) 今後の日程について (3) 焼津市の公共下水道事業について（説明）
7 月	第 2 回審議会 ・ 審議 焼津市の下水道使用料について（説明） (1) 改定の経緯 (2) 経営の状況 (3) 経営の健全化と財政指標 (4) 下水道使用料算定の基本的考え方による試算
9 月	第 3 回審議会 ・ 審議 (1) 使用料見直しの試算（説明） (2) 意見の取りまとめ（第 1 回）
11 月	第 4 回審議会 ・ 審議 (1) 使用料改定に係る意見について (2) 意見の取りまとめ（第 2 回）
平成 29 年 1 月	第 5 回審議会 ・ 審議 (1) 意見の取りまとめ（第 3 回） (2) 答申書の作成
1 月～ 3 月	答申

## 焼津市の公共下水道事業の現状について

焼津市の公共下水道事業は、昭和 40 年に基本構想を立て、昭和 43 年に基本計画（全体計画）を立案、焼津駅を中心とする既成市街地を合流式により整備する下水道法の事業計画が昭和 44 年 9 月 29 日（建設省静都下第 13 号の 2）に承認され、昭和 46 年第 1 回変更で分流式とするなどの 12 回の変更（最終：平成 27 年 3 月）を経て、今日に至っております。

その概要は、処理面積 702 ha、処理人口 41,500 人、計画処理水量 28,900 m<sup>3</sup> / 日最大、処理場 1 ケ所（2.83 ha、最大処理能力 6 池 30,000 m<sup>3</sup> / 日、処理方式は標準活性汚泥法）、中継ポンプ場 2 ケ所（30.7 ha）、総事業費は **59,768** 百万円の計画です。

昭和 45 年度より、処理場、ポンプ場の建設工事が始まり、昭和 55 年 7 月より、処理能力約 5,667 t / 日、処理区域面積 35 ha、処理人口 4,000 人を対象として、供用開始をしました。

処理場建設は、昭和 56 年度迄に処理場の 3 / 7 系列を完了し、平成 5 年度から流入水量の増加に対処するため、水処理施設の増設工事に着手しました。その内容は、2 系列分の土木建築工事及び 1 系列分の機械・電気設備工事で日本下水道事業団に委託し、平成 7 年度に完成しました。現在は、処理場施設の老朽化に伴い平成 23 年度に長寿命化計画を策定し施設の耐震及び更新工事を実施しています。

管渠工事のうち幹線は、浜通汚水幹線を昭和 47 年度から着手し、平成 26 年度迄に 16.6 km、枝線は昭和 49 年度から着手し、平成 26 年度迄に 152.9 km を施工し、事業計画面積 702 ha のうち平成 26 年度迄に 545.55 ha を整備し、整備率で 77.7% が完成しています。

しかしながら、事業を開始して 30 年余り経過して普及率が 22.4%（平成 26 年度末・外国人を含む）と低率になっていることは、密集市街地に加え道路幅員が狭小で仮設費、補償費がかさみ、管渠工事の施工費が他都市に比べて割高になり、建設費が膨大なものになっていることに起因していると考えられます（平成 26 年度迄に建設事業費として約 506 億円を投資し、この間約 303 億円の借金（起債）をし、その残高は約 151 億円となっています）。

※行政区域（市の面積） 70.31 km<sup>2</sup>（7,031 ha）

全体計画区域 1,811 ha うち現在の事業計画区域 702 ha

## 公共下水道とは

一般的なイメージとしては、家庭や工場、事業所からの排水が流れている側溝や用水路を下水道と思われることがあります。

しかし、公共下水道は、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの（単独公共下水道）で、かつ、汚水を排除する排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。（下水道法第2条第1項第3号）」をいいます。

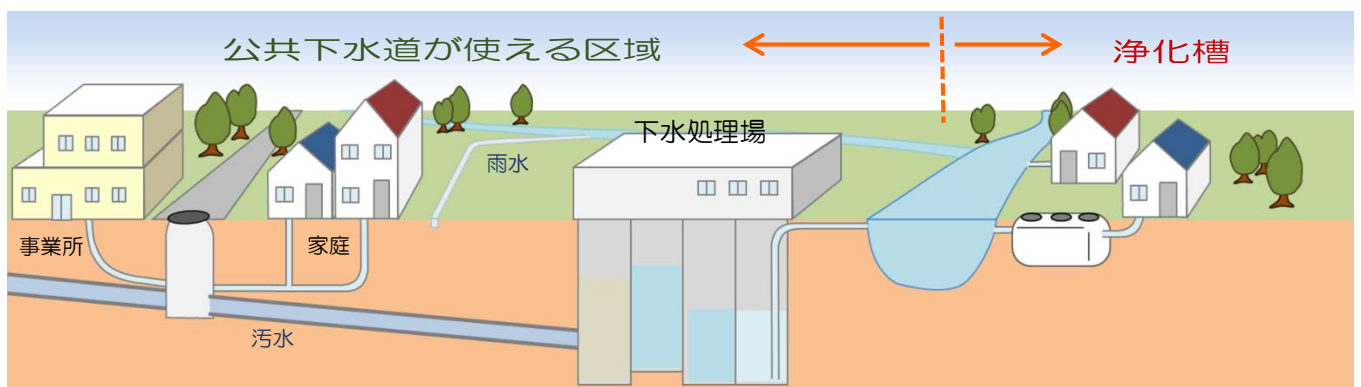
焼津市に当てはめると、小川に「汐入下水処理場」という終末処理場を整備しており、公共下水道が使える区域（7ページの朱色塗布部分）の道路の下に終末処理場に繋がる汚水を流す下水道管（暗渠）を木の枝のように埋設しています。

また、焼津市の公共下水道は汚水と雨水を別々に流すことを目的とした「分流式下水道」で、汚水のみを終末処理場に流入させて処理しており、雨水は側溝を通じて雨水渠である河川に放流させています。

このため、公共下水道が使える区域では汚水は、家庭や工場、事業所の排水管を通して道路の下の下水道管（暗渠）に流れ込み、自然に流れる力（一部はポンプ場の力でくみ上げ）でその先の汐入下水処理場に流入し、きれいな水に処理して海域に放流されています。

公共下水道では生活雑排水やトイレの汚水を汚水管で集めて終末処理場で集中的に管理した設備で浄化して放流しており衛生的です。しかし、昔からのお宅に設置されている単独浄化槽は汚水しか処理できないため、生活雑排水（風呂や台所など）はそのまま河川へ流入しています。また、近年では合併処理浄化槽という汚水と生活雑排水を併せて処理して側溝や河川に放流する浄化槽に替わりつつありますが、どちらの浄化槽も各家庭、事業所で管理する必要があるため、管理費用、汲み取り費用が必要となり、管理不足により側溝や河川に処理不足の排水が流出することもあるため、地域の環境衛生の保全において完全とはいえません。

### 公共下水道と浄化槽の違い

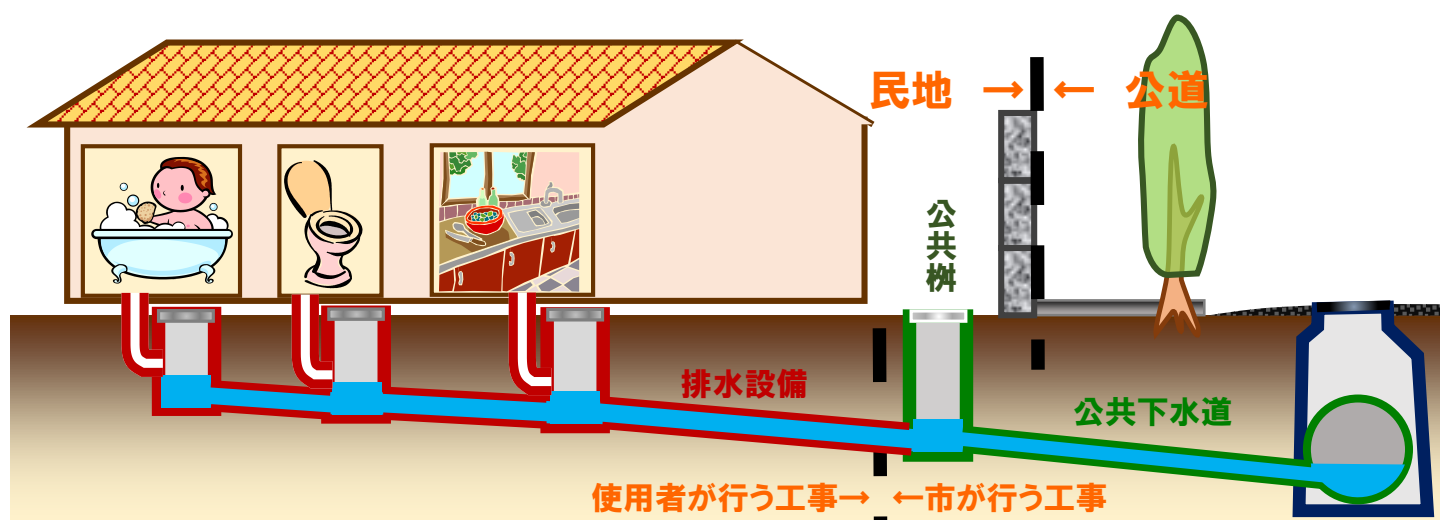


## 家庭、事業所の排水設備

下水道法第10条第1項の規定によれば、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を排水設備といいます。

具体的には、家庭や工場、事業所からの汚水を市の公共下水道に繋ぐための配管や掃除用の枳などをいいます。

道路に下水道管（暗渠）を埋設すると同時に、民地内に公共枳という排水設備を公共下水道に接続するための受け口を予め設置させていただいているため、家庭や事業所の経済状況等により公共下水道に接続される時期は定まっていますが、浄化槽による水洗トイレからの切替えは公共下水道が使える区域として告示されてから6か月以内、汲み取りトイレからの切替えは3年以内に行うよう定められています。



## 公共下水道の受益者と負担金

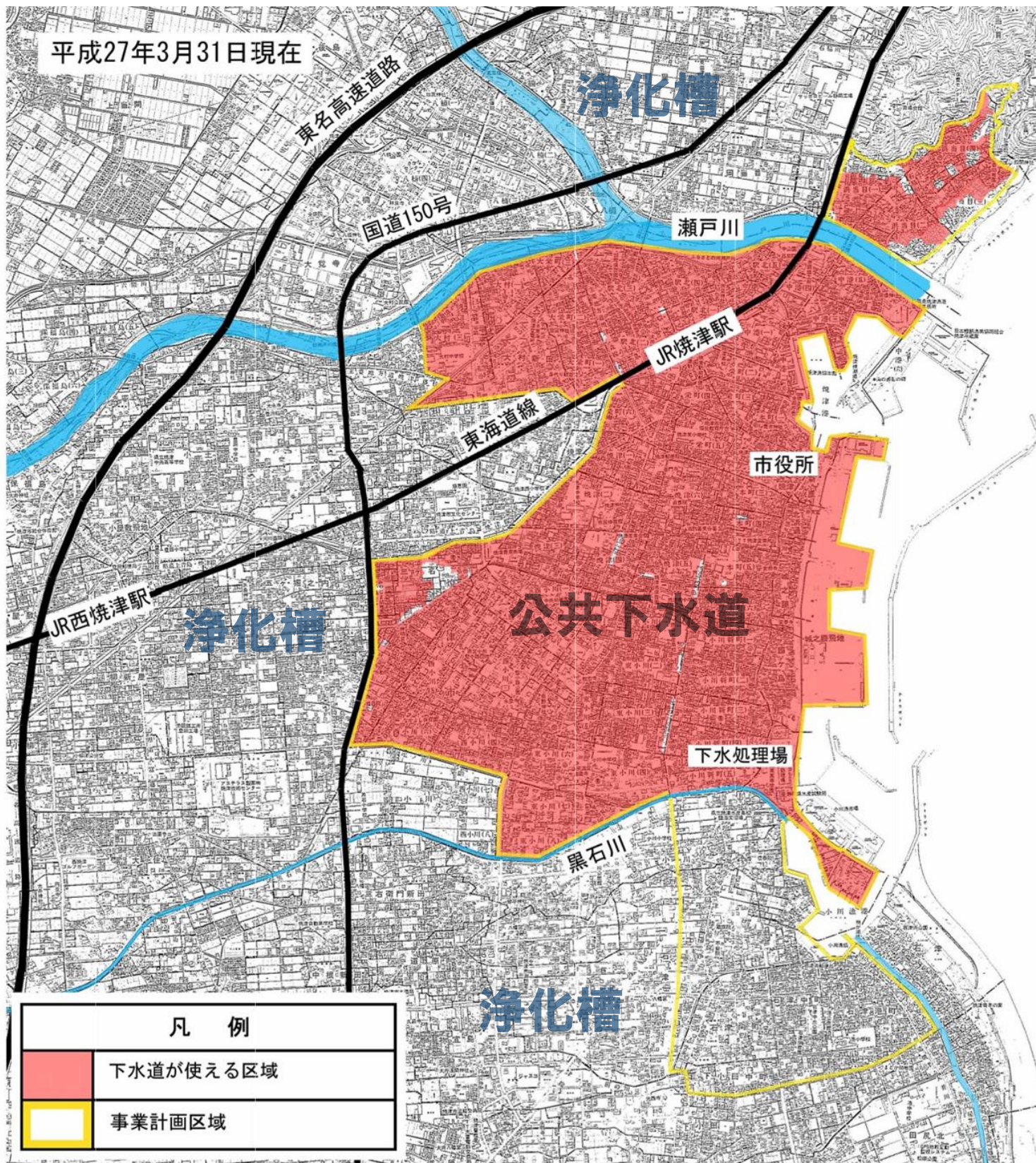
公共下水道は、不特定多数の人が利用する道路などと違い、利益を受ける人、利益を受ける地域が限定されます。

公共下水道が利用できることで、土地の利用価値が増大され、浸水の解消や環境衛生の向上といった利益を受けることができます。

このように、公共下水道の整備によって限られた範囲の特定の方のみが利益を受ける場合には、利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金で、下水道が利用できるようになった時に土地の面積に応じて1度だけ賦課されます。

受益者負担金は下水道施設の建設事業費に充てられる財源です。





下水道普及率 = 処理区域人口 (31,924 人) / 行政区域人口 (142,453 人) = 22.4%

水洗化率 = 水洗化人口 (27,986 人) / 処理区域人口 (31,924 人) = 87.7%

(いずれも外国人を含む)

※水洗化人口とは、公共下水道への排水設備接続工事を実施し、使用している世帯の人口で、使用料を賦課徴収している一般家庭と事業所を表し、世帯数では(11,491/13,242)世帯です。



## 焼津市の下水道使用料

### 1 下水道使用料の目的

下水道使用料は、下水道事業の維持管理費と資本費のうち公費負担分を除いた部分を使用料算定の対象とし、将来にわたって健全な運営が可能となるような収入として使用者から徴収するものです。

### 2 これまでの使用料改定と使用料体系

(1ヶ月につき)

施行年月日	平成5年 4月1日から	昭和63年 4月1日から	昭和54年 12月22日から
料金徴収区分			
一般汚水	910円	680円	530円
基本使用料(10m <sup>3</sup> まで)			
従量使用料(1m <sup>3</sup> につき)	91円	68円	53円
10m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分			
100m <sup>3</sup> を超え 1000m <sup>3</sup> までの分	110円	82円	64円
1000m <sup>3</sup> を超える分	117円	87円	68円
公共浴場汚水	910円	680円	530円
基本使用料(10m <sup>3</sup> まで)			
10m <sup>3</sup> を超える分	46円	34円	27円

流入水量が多いほど処理に必要な変動費(電気料、薬品費)が多くなるため累進使用料体系を導入

### 3 算定方法(焼津市下水道条例第15条)

- (1) 水道水を使用した場合：水道の使用量とする。
- (2) 水道水以外の水(井戸水など)を使用した場合：その使用水量とする。
- (3) 水道水以外の水を使用しメータ器を取付けない場合：市長が認定する。
- (4) 製氷業その他の営業で使用する水の量が、排除量と著しく異なる場合  
：汚水の量と算出根拠を記載した報告書の提出を受け市長が認定する。

### 4 収入実績

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調定額	408,834,540	401,836,915	393,080,514	389,802,725	392,220,884
収入額	401,846,932	397,325,393	387,185,582	384,343,876	387,483,399
不納欠損額	2,005,673	448,718	369,486	391,930	267,747
収入未済額	4,981,935	4,062,804	5,525,446	5,066,919	4,469,738
収納率	98.29%	98.88%	98.50%	98.60%	98.79%

※調定額及び収入額は現年度+過年度繰越の合算額

※平成27年度の収入額は9月議会により確定します。

県内他市の現行下水道使用料の状況

(平成27年7月1日現在)

団体名	現行料金 実施年月日	基本料金		超過料金 (m <sup>3</sup> 以上) - (m <sup>3</sup> 以下)										月20m <sup>3</sup> 使用時 の税抜き金額	月20m <sup>3</sup> 使用時 の税込み金額	順位	備考	
		m <sup>3</sup>	円/月	(円/m <sup>3</sup> : 税抜き)														
熱海市	平成21年4月1日	10	2,569.44	1-10 0	11-20 23.14	21-30 133.33	301-1000 145.37	1001- 158.33							2,801	3,025	1	・温泉汚水 88.88 円/m <sup>3</sup> ・1円未満の端数切り捨て
掛川市	平成20年4月1日	8	900	1-8 0	9-25 140	26-100 160	101- 180								2,580	2,786	2	・1円未満の端数切り捨て
静岡市	平成18年6月1日	-	925	1-10 35	11-20 125	21-30 145	31-50 160	51-100 175	101-200 190	201-500 200	501-1000 210	1001- 220			2,525	2,727	3	・1円未満の端数切り捨て
富士市	平成26年4月1日	10	1,300	1-10 0	11-20 110	21-30 125	31-50 135	51-100 145	101-500 155	501- 165					2,400	2,592	4	・1円未満の端数切り捨て
菊川市	平成16年3月24日	8	960	1-8 0	9-50 120	51-100 130	101- 140								1,440	1,550	5	・臨時用(一時使用)汚水 147 円/m <sup>3</sup> ・10円未満の端数切り捨て
島田市	平成26年4月1日	-	787.03	1-10 38.88	11-50 118.51	51-100 126.85	101- 135.18								2,361	2,550	6	・営業温泉汚水 55.46 円/m <sup>3</sup> ・1円未満の端数切り捨て
浜松市	平成24年7月1日	-	740	1-10 42	11-20 117	21-30 133	31-50 147	51-100 159	101-200 170	201-500 182	501-1000 189	1001-2000 196			2,330	2,516	7	・2,001 m <sup>3</sup> ~5,000 m <sup>3</sup> :201 円, 5,000 m <sup>3</sup> 超:205 円 ・臨時用(一時使用)汚水 205 円/m <sup>3</sup> ・1円未満の端数切り捨て
下田市	平成20年4月1日	10	1,000	1-10 0	11-20 120	21-50 130	51-100 140	101-200 150	201- 160						2,200	2,376	8	・公衆浴場は、汚水算出額の3/5を減額 ・1円未満の端数切り捨て
湖西市	平成12年10月1日	8	800	1-8 0	9-25 110	26-75 120	76-150 130	151-250 140	251- 150						2,120	2,289	9	・臨時用(一時使用)汚水 150 円/m <sup>3</sup> ・公衆浴場汚水 10 円/m <sup>3</sup> ・1円未満の端数切り捨て
藤枝市	平成20年4月1日	10	1,000	1-10 0	11-30 110	31-50 120	51-100 140	101-500 150	501- 160						2,100	2,268	10	・営業温泉汚水 60 円/m <sup>3</sup> ・1円未満の端数切り捨て
磐田市	平成22年4月1日	8	809.25	1-8 0	9-10 23.43	11-20 120.00	21-30 124.76	31-50 136.19	51-100 147.61	101- 157.14					2,056	2,221	11	・公衆浴場汚水 基本619.44 円、従量19.04 円/m <sup>3</sup> ・1円未満の端数切り捨て
御殿場市	平成6年4月1日	10	1,000	1-10 0	11-30 100	31-50 110	51-100 120	101- 140							2,000	2,160	12	・公衆浴場汚水 30 円/m <sup>3</sup> ・10円未満の端数切り捨て
伊豆市	平成22年4月1日	-	1件当250	1- 85											1,970	2,127	13	・営業温泉汚水 60 円/m <sup>3</sup> ・1円未満の端数切り捨て
沼津市	平成26年4月1日	10	972.22	1-10 0	11-20 97.22	21-30 99.07	31-50 101.85	51-100 105.55	101-500 109.25	501- 113.88					1,945	2,100	14	・公衆浴場汚水を1/2とする
裾野市	平成10年10月1日	10	900	1-10 0	10-30 100	31-50 110	51-100 120	101- 140							1,900	2,052	15	・1円未満の端数切り捨て
焼津市	平成5年4月1日	10	910	1-10 0	11-100 91	110-1000 110	1001- 117								1,820	1,965	16	・公衆浴場汚水 46 円/m <sup>3</sup>
富士宮市	平成13年7月1日	10	770	1-10 0	11-20 100	20-40 118	40-100 130	101- 141							1,770	1,911	17	・1円未満の端数切り捨て
伊東市	平成25年4月1日	10	800	1-10 0	11-50 95	51-250 96	251- 97								1,750	1,890	18	・温泉汚水 50 m <sup>3</sup> まで 850 円/月 51 m <sup>3</sup> -500 m <sup>3</sup> 19 円/m <sup>3</sup> 、500 m <sup>3</sup> 超 20 円/m <sup>3</sup> ・1円未満の端数切り捨て
三島市	平成17年4月1日	10	796.29	1-10 0	11-20 91.66	21-30 102.77	31-50 114.81	51-500 128.70	501- 141.66						1,713	1,850	19	・公衆浴場は、汚水算出額の1/2を減額 ・10円未満の端数切り捨て
御前崎市	平成16年4月1日	10	800	1-10 0	11- 80										1,600	1,728	20	・1円未満の端数切り捨て
袋井市	平成17年4月1日	10	700	1-10 0	11-25 90	26-50 110	51-100 120	101- 130							1,600	1,720	21	・10円未満の端数切り捨て
伊豆の国市	平成17年4月1日	10	800	1-10 0	11- 80										1,600	1,720	21	・営業温泉汚水 50 円/m <sup>3</sup> ・10円未満の端数切り捨て

県内平均 2,070 2,235

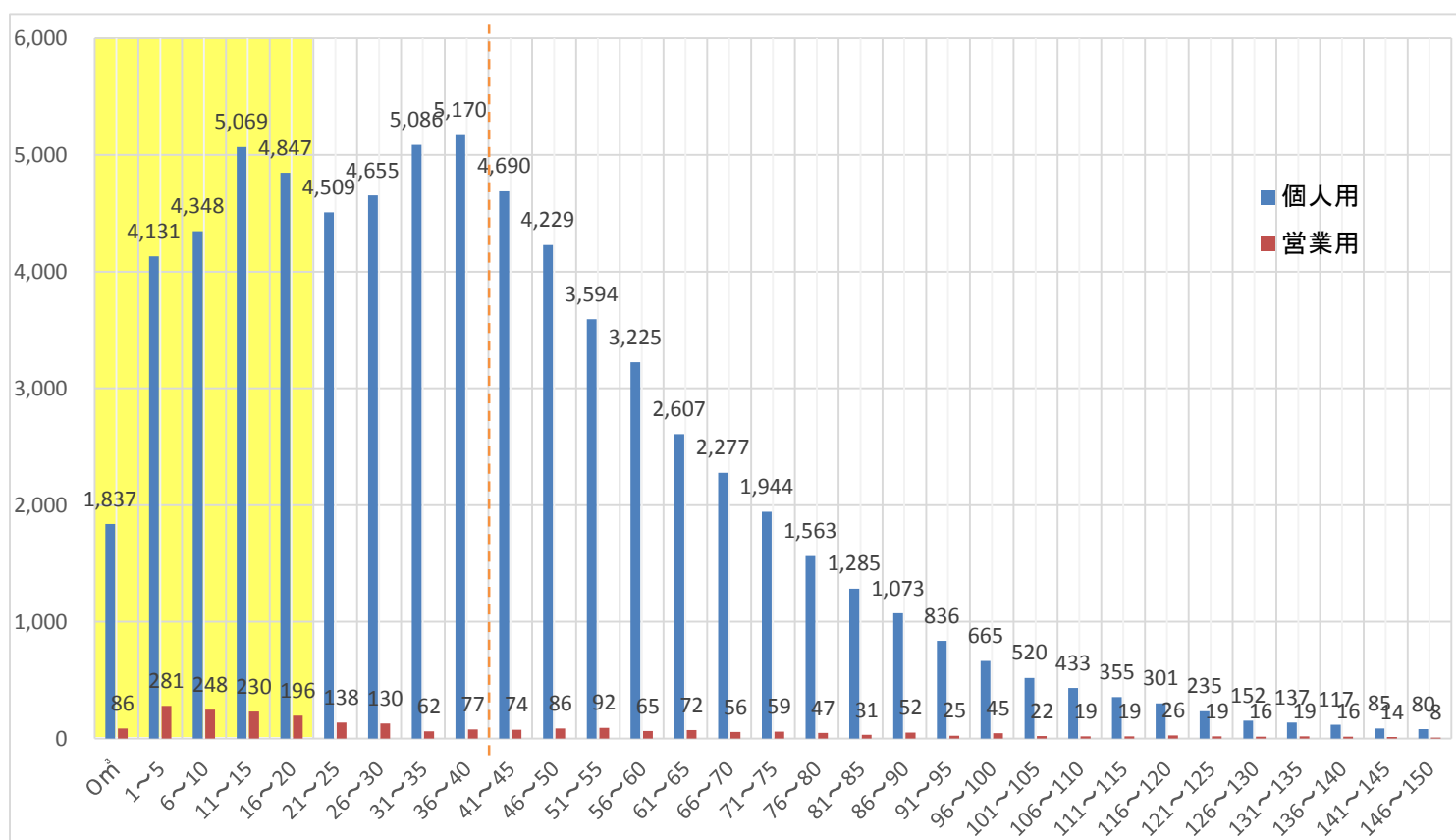
## 有収水量と下水道使用料収入

平成 26 年度に汐入下水処理場では、4,067,405 m<sup>3</sup>の汚水を処理し、そのうち下水道使用料の賦課徴収した有収水量は 3,665,945 m<sup>3</sup>でした。その差分の 401,460 m<sup>3</sup>は、本来流入しない雨水等の流入による不明水や、生活保護減免などにより賦課を行わなかった水量になります。

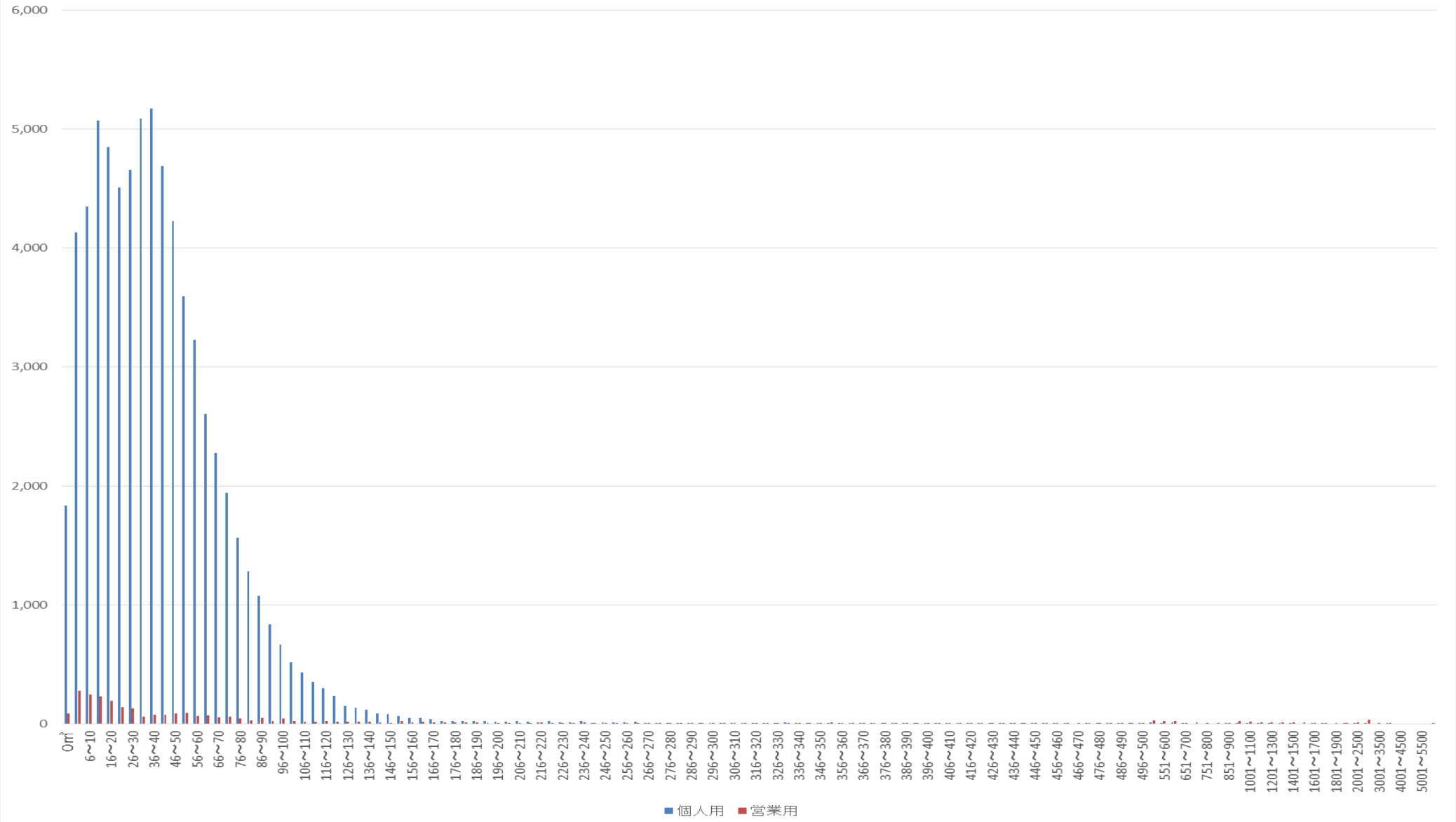
また、平成 26 年度現年度分の下水道使用料収入は 73,934 件 387,153,965 円の賦課に対し 72,968 件 384,914,396 円でした。

## 使用者の分布

平成 26 年度の 73,934 件のうち、個人用では 20,232 件（27.36%）が基本使用料内（黄色塗布部分）であり、個人用 1 件あたりの使用水量の平均は 42.88 m<sup>3</sup>（21.44 m<sup>3</sup>/月）でした。（個人用の全てを隔月検針として計算した場合）



平成26年度使用水量別使用者数(全水量区分)



1 請求あたり 501 m<sup>3</sup>以上の詳細

